

令和5年度 港湾労働安全強調期間 実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣 旨

当協会では、「全国安全週間」（主唱：厚生労働省・中央労働災害防止協会、期間：7月1日から7月7日まで）に呼応して、令和5年度においても「港湾労働安全強調期間」（7月1日から9月30日まで）を設け、積極的な安全活動を推進します。

令和4年度は、「第13次労働災害防止計画」（平成30年度から令和4年度までの5か年計画）の最終年度として「死亡災害の撲滅」及び「死傷者（休業4日以上、以下同じ）年間100人未満」の目標をかかげたものの、死亡者1人、死傷者150人と、目標を達成することはできませんでした。

また、「第13次労働災害防止計画」期間における死傷者は1年平均で143人発生しており、「第12次労働災害防止計画」（平成25年度から同29年度までの5か年計画）期間中の1年平均139人に比べ、4人増加しています。

令和5年度は、「第14次労働災害防止計画」（令和5年度から同9年度までの5か年計画）の初年度に当たりますが、この計画では、計画期間中に「死亡災害の撲滅」及び「死傷者年間120人以下」を目標として定め、初年度は「死亡災害の撲滅」及び「死傷者年間144人以下」を目指しています。

この2つの目標を達成するため、「死亡災害の撲滅」では、

- ① 動力クレーン等を使用した作業における災害
- ② フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用する作業における災害
- ③ 海中への転落

「死傷者年間144人以下」では、

- ① 墜落・転落による災害
- ② はざまれ、巻き込まれ災害
- ③ 転倒災害

をそれぞれ防止することに重点を置き、「港湾労働安全強調期間」を契機として労働災害の大幅な減少を図ることとします。

2 期 間

本 期 間 7月1日から9月30日まで

準備期間 6月1日から6月30日まで

3 スローガン

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

4 主唱者

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

5 後 援

厚生労働省

国土交通省

6 協 賛

一般社団法人日本港運協会

一般社団法人日本倉庫協会

7 賛 助

賛助会員港湾管理者
一般社団法人日本船主協会
外国船舶協会

8 実施事項

(1) 協会本部

- ① 「全国安全週間」の行事に協賛する。
- ② 主要港督励巡視団による指導を行う。
- ③ 危険予知活動、指差呼称運動等により安全意識の向上を図る。
- ④ 関係機関及び諸団体に「港湾労働安全強調期間」実施要領等を配布し、協力を要請する。
- ⑤ 「港湾労働安全強調期間」用ポスター、のぼり等を頒布し、その趣旨の徹底を図る。
- ⑥ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に収集し、災害事例と対策集等の作成やホームページの活用等多様な方法により情報を提供する。
- ⑦ 管理監督者等安全衛生セミナー等の安全に関する各種教育を企画、実施する。
- ⑧ 元請等による安全に配慮した作業計画、作業方法、作業時間等の設定を促進するための環境の整備を図る。
- ⑨ 本船や埠頭の設備について点検、整備及び改善を促進するため、一般社団法人日本船主協会、港湾管理者等との連携に努める。
- ⑩ 令和3年に変更された「港湾災防規程」の周知に努める。
- ⑪ 改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用について、周知徹底を図る。

(2) 総支部・支部

- ① 「港湾労働安全強調期間」実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 危険予知活動及び指差呼称運動の推進を図る。
- ③ 関係機関、諸団体及び本部に参加を求めてパトロール等を実施し、安全確認の重要性に関する意識の向上、マンネリ化防止等の指導を行う。
- ④ 安全委員会等を開催し、労働災害発生状況について分析・検討を行い、防止対策の推進を図る。
- ⑤ 労働災害及びその防止に関する見える化等の安全管理の工夫・改善事例、ヒヤリハット事例等の情報を積極的に集約し、提供する。
- ⑥ 危険物・有害物事前連絡表制度の周知徹底を図る。
- ⑦ 会員事業場の実施事項について指導、援助を行う。
- ⑧ 協会が実施する各種研修会等の受講勧奨を行う。
- ⑨ 改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用について、周知徹底を図る。

(3) 会員事業場

「準備期間」中に「港湾労働安全強調期間」の具体的な実施計画を定め、「港湾労働安全強調期間」中に下記の事項を積極的に推進する。

- ① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロール等を実施する。
- ② 安全の「見える化」等に留意し、安全管理を様々な角度から見直し、リスクアセスメントとその結果に基づく、より安全で効果的なリスク低減措置を推進する。
- ③ リスクの低減対策を現場に定着させるため、指差呼称を組み込んだ危険予知訓練の積極的な実施及びKYボードの普及を図る。
- ④ ヒヤリハット事例の収集とその活用を図る。
- ⑤ フォアマン等の監督者及び船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者等の作業指揮者の適切な作業指揮励行、安全管理能力の向上を図る。
- ⑥ 安全管理者、安全衛生推進者等の能力向上教育の実施に努める。
- ⑦ 新規採用者、未熟練労働者等に対して安全教育を実施する。
- ⑧ 港湾におけるこれまでの労働災害等の事例を踏まえ、同種災害等防止のため、労働災害等の原因を究明し、具体的な対策を樹立し、その内容を労働者等に周知し、安全意識の高揚を図る。
- ⑨ 「港湾災防規程」を遵守し、次の事項に留意した安全対策を樹立し、その励行を図る。
 - ア 揚貨装置、クレーン等による荷役作業において適正な玉掛け方法、地切り、安全確認の徹底及びワイヤ、スリングの作業前点検を徹底する。
 - イ フォークリフト、揚貨装置、クレーン、ストラドルキャリヤー等荷役運搬機械等の接触防止について、工学的対策を促進するとともに運転、走行に際しての安全確認及び退避場所の設定や誘導等を含む退避の徹底を図る。
 - ウ 墜落・転落災害については、災害防止用の柵や囲いの設置、フルハーネス型墜落制止用器具の導入・使用、特別教育の実施・受講の徹底を図る。
 - エ はしけ乗務員の作業中における救命具の常時着用等及び海際の作業における救命胴衣着用を徹底する。
 - オ 熱中症予防対策として、WBGT値の計測を実施するとともに、計画的な熱への順化期間の設定、自覚症状の有無にかかわらない水分、塩分の積極的摂取等によりその予防に努める。
 - カ 重大災害に結びつく酸素欠乏症対策として、酸素濃度の測定等によりその予防を図る。
- ⑩ 本作業前後の附帯作業及び作業場所への移動について危険を洗い出し、安全確認を徹底する。
- ⑪ 本船の設備、埠頭の設備等に対する点検、整備を励行、船主等への改善措置の要請を行う。
- ⑫ 従業員に対し、次により安全意識の高揚を図る。
 - ア 「港湾労働安全強調期間」実施要領の周知を図り、重点目標の達成に向けて対策を推進する。
 - イ 事業場、作業場等に安全旗、「港湾労働安全強調期間」用ポスター、のぼり等を掲げ、安全意識の高揚を図る。
 - ウ 災害防止に寄与した従業員に対する事業主表彰等を行い、これを称える。

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 楽 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるために、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等を作成し、配布する。

(2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別のお安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
 - ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的な事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
 - ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（S T O P ! 热中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10 (1) ~ 10 (3) ④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮